

中央公園整備及び管理運営事業 事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
1	20	第73条 ～ 第80条				第2節 特定公園施設引 渡し前の契約解 除等	第2節～第3節の各条項は、特定公園施設の整備及び管理運営業務を対象として規定されたものではないかと解釈致しましたが、公募対象公園施設の整備及び管理運営業務についても、これら規定が全て同様に適用されますでしょうか。	公募対象公園施設の整備及び管理運営業務についても、第7章第2節及び第3節の規定が適用されます。
2	22	第73条	7			工事費相当額	本事業契約が全部解除され、公募対象公園施設から生じる収益等が全く見込めないため、本項の「当該出来形部分に相応する工事費相当額」は公募対象公園施設から生じる収益等の還元を前提としない、特定公園施設設置業務に係る工事費の全額をベースに考えればよろしいでしょうか。（以下、第74条第4項、第75条第3項、第76条第3項も同じで、No.4の質問の主旨も併せてご参考にしてください。）	第73条第7項の「出来形部分に相応する工事費相当額」は公募対象公園施設から生じる収益等の還元を前提としない、特定公園施設設置業務に係る工事費を基に算出します。 なお、第74条第4項、第75条第3項、第76条第3項についても同様です。
3	22	第74条	5			損害	本項でいう損害は、民間事業者が公募対象公園施設の設置、独立採算事業にすでに支出した費用も含まれているものと理解すればよろしいでしょうか。（第78条第4項も同じです。）	ご理解のとおりです。
4	22	第74条	5			逸失利益	市の帰責事由で本事業契約が解除される場合、事業者が本来得べき逸失利益を請求できない理由として本項に関する質問に対する回答（第1回）において「損害の公平な分担の観点によるもの」と回答されていますが、民間事業者は利益追求の趣旨で本事業を実施しており、本事業は市の帰責事由によって解約される場合、民間事業者の逸失利益に対する請求を認めないことは、本事業契約第2条第2項の規定、「市は、本事業が民間事業者によって実施されることを十分に理解し、その趣旨を尊重する」に反しているのではないのでしょうか。（以下、第78条第4項も同じです。）	事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）No. 2の回答を参照ください。 出来形部分に相応する工事費相当額には「公募対象公園施設から生じる収益等」の額を損害として含めます。 なお、本条項により請求できないとされているのは「事業者（SPC）の逸失利益」であって、本事業に関与する民間事業者すべての逸失利益の補償が本条項により一切受けられなくなるということは意図しておりませんので、第2条第2項の趣旨に矛盾するものではありません。 本回答をもって事業契約書（案）に関する質問回答（第1回）No. 19の回答第2文を訂正します。
5	23	第77条	5			違約金	違約金の金額が「本事業契約解除日以降に市が支払うべきサービス対価（統括管理業務）及びサービス対価（管理運営業務）の合計金額の100分の10」となっておりますが、残期間の100分の10はリスクが過大なため、「解除年度（1年分）に市が支払うべきサービス対価（統括管理業務）及びサービス対価（管理運営業務）の合計金額の100分の10」に変更頂けないでしょうか。	原案のとおりとします。
6	23	第77条	5			違約金	公募対象公園施設の整備、または管理運営業務に係る違約金支払の規定はないとの理解でよろしいでしょうか。	公募対象公園施設の整備又は管理運営業務に関して第77条第1項各号に該当した場合においても、同条第5項の適用があります。 ただし、違約金の額はサービス対価（統括管理業務）及びサービス対価（管理運営業務）の合計金額を基礎として算出します。

中央公園整備及び管理運営事業 事業契約書（案）に関する質問回答（第2回）

No	頁	条/別紙	項	号	その他	項目名	質問の内容	回答
7	25	第77条	8			サービス対価	<p>本事業契約第50条第5項に関する質問に対する回答（第1回）において、「本項に規定するサービス対価（設置業務）の残額は、公募対象公園施設から生じる収益等の還元を前提とした当該業務に係る提案価格の残額」のみとされています。これは、指定管理者指定のみが解除され、公募対象公園施設に係る業務が継続される場合に特に問題はありませんが、本事業契約の全部が解除され、公募対象公園施設から生じる収益等が全く見込めない場合、本項の「サービス対価（設置業務）」は公募対象公園施設から生じる収益等の還元を前提とすることができず、特定公園施設設置業務に係る工事費の全額と考えなければ、民間事業者に投下資金が回収できないリスクが生じます。リスクヘッジし、より多くの割合で優先ローンを借り入れるためにも、設置業務に係るサービス対価に公募対象公園施設から生じる収益の還元を前提としない、又はその還元を抑えた金額を提案するか、SPCにそのための準備費をあらかじめ引き当てるなどの収支計画上の対応策が求められています。解約後の建付けは本当にこれでよろしいでしょうか。（以下、第78条第3項、第79条第2項、第80条第2項も同じです。）</p>	<p>第77条第8項のサービス対価（設置業務）は、公募対象公園施設から生じる収益等の還元を前提とした金額となります。なお、収益等の還元については、解除されるまでの期間等を勘案した金額を支払うこととします。 また、第78条3項、第79条第2項及び第80条2項についても同様です。</p>
8	64	別紙10	1 ～ 3			モニタリングの基本的な考え方等	<p>公募対象公園施設の整備、または管理運営業務に対しても、別紙10の規定が適用されるのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>
9	65	別紙10	2 及び 3			要求水準を満たしていない場合の措置	<p>公募対象公園施設の整備、または管理運営業務に対しても、契約解除、またはサービス対価の減額等の規定が適用されるのでしょうか。</p>	<p>ご理解のとおりです。</p>